

計 画 書

大阪都市計画高度地区の変更（市決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備 考
高 度 地 区 (最低限第 1 種)	約 21 ha	建築物の各部分の高さの最低限度は 20 メートルとする。 ただし、当該建築物のうち高さが 20 メートル以上の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の 3 分の 1 以上である場合においては、当該建築物の他の部分についてはこの規定は適用しない。	
高 度 地 区 (最低限第 2 種)	約 174 ha	建築物の各部分の高さの最低限度は 7 メートルとする。 ただし、次の各号の 1 に該当する場合については、この規定は適用しない。 1 当該建築物のうち高さが 7 メートル以上の建築物の部分の水平投影面積の合計が、建築面積の 2 分の 1 以上である場合の、当該建築物の他の部分 2 建築敷地が、都市計画道路豊里矢田線、天王寺吾彦線、柴谷平野線、東野田茨田線、新庄大和川線、古市清水線、森小路大和川線及び築港深江線に面しない場合 3 建築敷地の面積の 2 分の 1 以上が、都市計画施設の区域内にある場合	
合 計	約 195 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

合理的な土地の高度利用を図り、都市の不燃化促進に適切に対応するため、一部防火地域及び準防火地域の変更と併せて、本案のとおり高度地区を変更しようとするものである。

(参 考)

1. 変更内容

「高度地区（最低限第2種）」の面積を約133haから約174haに変更する。

2. 変更に係る土地の区域（約41ha）

大阪市 東成区 中本三丁目、中本五丁目、大今里西一丁目から大今里西三丁目まで、東中本二丁目、東中本三丁目、大今里一丁目、大今里三丁目及び大今里南一丁目 地内

生野区 勝山南四丁目、舍利寺一丁目から舍利寺三丁目まで、林寺五丁目、林寺六丁目、田島一丁目から田島六丁目まで、中川一丁目、中川二丁目、中川四丁目、中川六丁目及び中川西一丁目から中川西三丁目まで 地内

東住吉区 今林一丁目から今林三丁目まで及び杭全一丁目 地内

（9頁～14頁図面参照）